

令和5年度埼玉県新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業費  
補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制の構築に資する事業であって、県が適当と認めるものについて、当該事業を実施する医療機関（県内の医療機関のうち、開設者が国以外のもの。以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の対象となる事業は、「令和5年度埼玉県新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、同第6条に規定する事業計画書に記載されたものとする。

(対象者)

- 第3条 この要綱において、補助を受けることができる者は、実施要綱に規定する者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は補助の対象にならない。
- (1) 役員等（事業を行う者が個人である場合にはその者を、事業を行う者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助対象期間)

- 第4条 この補助金の対象とする期間は、令和5年10月1日から令和6年3月

31日までとする。

(交付申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(添付書類)

第6条 前条の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 所要額調書

2 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本

(2) その他参考となる資料

(交付額の算定方法)

第7条 補助金の交付額は、次により算出された額を予算の範囲内において交付する。

(1) 別表第2欄に定める基準額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具については、規則第19条により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

なお、この期間については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を準用する。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ら

なければならない。

- (7) 事業に係る証拠書類等（電磁的記録による場合も含む）の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (8) この交付金の交付と対象経費を重複して、他の交付金等の交付を受けてはならない。
- (9) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (10) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（交付決定通知書の様式）

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（補助金の支払い）

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求書に基づいて支払いを行う。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第12条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のよるものとし、その提出期限は、事業完了後30日以内又は補助金申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

ただし、本交付要綱・実施要綱策定前において、事業が既に完了している場合等について、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

（添付書類）

第13条 前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 所要額精算書
- (3) 当該事業に係る歳入歳出決算書（見込）の抄本（当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること）
- (4) その他参考となる資料

（確定通知書の様式）

第14条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(その他)

第 15 条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の適用がある。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 26 日から施行する。なお、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

別表（第7条関係）

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
院内感染発生 医療機関支援 事業	<p>(1) 特定機能病院等</p> <p>ア 院内感染の発生により、院内感染による新型コロナウイルス感染症患者が入院（使用）した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床</p> <p>(ア) ICU を空床とした場合 174,000 円に空床とした日数(※)を乗じた金額</p> <p>(イ) HCU を空床とした場合 85,000 円に空床とした日数(※)を乗じた金額</p> <p>(ウ) 上記以外を空床とした場合 30,000 円に空床とした日数(※)を乗じた金額</p> <p>(エ) 重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床を空床とした場合 16,000 円に空床とした日数(※)を乗じた金額</p> <p>イ 院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床（アの新型コロナウイルス感染症患者が入院（使用）している病床1床に対して1床（ただし、ICU・HCUに入院（使用）している場合は2床））</p> <p>(ア) ICU を休止病床とした場合 174,000 円に休止病床とした日数(※)を乗じた金額</p> <p>(イ) HCU を休止病床とした場合 85,000 円に休止病床とした日数(※)を乗じた金額</p> <p>(ウ) 上記以外を休止病床とした場合 30,000 円に休止病床とした日数(※)を乗じた金額</p> <p>(エ) 重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が</p>	空床確保料	10/10

	<p>必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床を休止病床とした場合 16,000 円に休止病床とした日数(※)を乗じた金額</p> <p>(2) (1) を除く医療機関</p> <p>ア 院内感染の発生により、院内感染による新型コロナウイルス感染症患者が入院（使用）した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床</p> <p>(ア) ICU を空床とした場合 121,000 円に空床とした日数(※)を乗じた金額</p> <p>(イ) HCU を空床とした場合 85,000 円に空床とした日数(※)を乗じた金額</p> <p>(ウ) 上記以外を空床とした場合 29,000 円に空床とした日数(※)を乗じた金額</p> <p>(エ) 重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床を空床とした場合 16,000 円に空床とした日数(※)を乗じた金額</p> <p>イ 院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床（アの新型コロナウイルス感染症患者が入院（使用）している病床1床に対して1床（ただし、ICU・HCUに入院（使用）している場合は2床））</p> <p>(ア) ICU を休止病床とした場合 121,000 円に休止病床とした日数(※)を乗じた金額</p> <p>(イ) HCU を休止病床とした場合 85,000 円に休止病床とした日数(※)を乗じた金額</p>		
--	---	--	--

	<p>(ウ) 上記以外を休止病床とした場合 29,000 円に休止病床とした日数(※)を 乗じた金額</p> <p>(エ) 重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が 必要な患者、医師の判断で特に高いリ スクが認められる患者を受け入れる病 床以外の病床を休止病床とした場合 16,000 円に休止病床とした日数(※)を 乗じた金額</p> <p>※ 院内感染による新型コロナウイルス感染症 患者に対応するために生じた空床又は休止病床 とした日数から、当該病床を使用した日数を差 し引いた日数とする。</p> <p>補助対象となる院内感染発生の期間は、当該院 内感染が発生した日から、その院内感染の最後 の陽性者が療養解除となった日までに限られ る。</p>		
--	---	--	--